

【旅客】行政処分状況(令和8年4月分)

乗用

令和8年4月17日時点

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年4月17日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	東タクシー株式会社 代表者 玉城 恵一 (法人番号8360003001621) 沖縄県那覇市東町16-12
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県那覇市東町16-12
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(470日車)及び文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年1月5日、酒気帯び運転があったことを端緒として監査実施。 7件の違反が認められた。  (1)酒酔い、酒気帯び運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第4項) (2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項) (3)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項) (4)点呼記録の改ざん・不実記載(運輸規則第24条第5項) (5)業務記録の改ざん・不実記載(運輸規則第25条第3項、第4項) (6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 47点 (事業者) 47点